町報 岡垣

発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 辻 守荘

西高陽区 田中睦生氏提供

岡の城　城下町吉木　道の両側に小川が流れている

中学生の非行

福岡県警がまとめた「中学生非行白書」によると、四九年十二月から五二年十一月までの三年間に殺人・強盗・乱闘・集団万引などで検挙・補導された少年は二千八十四人。このうち中学生が千二百五十四人（四〇・七%）。高校生の一・五倍。

検挙補導された中学生のうち最も多いのは窃盗・万引で、犯罪少年の六〇%。次いで暴行・傷害・恐かつなどが三六%。

この犯罪中学生のうち、二年生が六七八人で、一年生の約二倍、一年生の約四倍。

少年の中でも中学二年生が最も、"危険な年ごろ"であることを示している。

女子中学生で検挙されたもの七〇%が二年生である。

二年生に非行の多いのは、

①、高校進学を控え、受験競争に落ちこぼれた生徒が反抗的になる。

②、中学時代の後半に入り、非行グループが固定化し、高校生や大人たちとの交際で悪に染まるため、と、県警少年課はみている。

＊　＊　＊

次の表は折尾警察岡垣派出所が発表したもので、少年だけの非行ではないが、町民全部が真剣にとりくまねばならないことを示している。

（教育委員会）

昭和52年1月～6月　地域別盗犯発生検挙状況

地域別 \ 罪種名	忍び込み	あきす	詐欺	学校荒し	自転車盗	車上狙い	倉庫荒し	その他	万引	暴行	計
高陽区	1 (1)	1			1			3 (1)			6 (2)
鍋田区	1										1
山田区	3 (1)	2 (1)	1		6			3			15 (2)
海老津		2			8 (3)	3		2 (1)	15 (15)		30 (19)
野間区				1 (1)						1	2 (1)
緑ヶ丘	1						1				2
戸切区	3	1				1		3			8
糠塚		1						1			2
東松原						1					1
計	9 (2)	7 (1)	1	1 (1)	15 (3)	5	1	12 (2)	15 (15)	1	67 (24)

註（ ）内は検挙を示す。

所得税の確定申告者

●所得税の確定申告と第三期分の納税は二月十六日から三月十五日までただし、申告義務のない人がする還付請求の申告は二月十五日以前からでも受付けしています。

●贈与税の申告と納税は二月一日から三月十五日まで

●若松税務署員が岡垣町役場に出張しての申告等についての相談受付けの日程は左記のとおりです。

一、確定申告
三月一日から三月三日まで毎日午前九時三十分から午後四時まで

二、資産税関係
(イ)譲渡所得
三月一日午前九時三十分から説明会開催
説明会終了後正午（十二時）まで申告受付け
(ロ)贈与税、申告受付け
三月一日午後一時から午後四時まで

昭和51年度

一般会計及び特別会計決算公表

地方自治法第二三三条第五項の規定に基づき昭和51年度の決算を次のとおり公表します。

一般会計のあらまし

昭和51年度の一般会計は当初二、一九八、一三六千円の規模であったが、その後六回の補正により、最終予算は、二、七五一、六五七千円となる。

これに対し決算額は歳入二、八四四、七一九千円、歳出二、六四三、九四一千円であるが歳入歳出差引残額一〇〇、七七八千円のうち一二〇、〇〇〇千円を基金に繰入れたので差引き八〇、七七八千円を52年度に繰越した、歳入歳出差引残額一〇〇、七七八千円より繰越明許費繰越額五、〇七八千円を差引いた実質収支は一九五、七〇〇千円の黒字であるが、前年度の実質収支が一七三、三一三千円の黒字であるので、実質的な単年度の収支は二二、三八七千円の黒字となる。

歳入

(単位 円)

区分 / 科目	予算額 (イ)	調定額 (ロ)	(ロ)/(A)%	収入済額 (ハ)	(ハ)/(A)%	対予算額 (ハ)/(イ)%	対調定額 (ハ)/(ロ)%	不納欠損額	収入未済額
第1款 町税	452,647,000	528,142,565	18.57	515,493,957	18.12	113.88	97.61	45,023	12,603,585
第2款 地方譲与税	10,000,000	23,108,000	0.81	23,108,000	0.81	231.08	100.00	0	0
第3款 自動車取得税交付金	20,000,000	25,950,000	0.91	25,950,000	0.91	129.75	100.00	0	0
第4款 国有提供施設等所在市町村助成交付金	44,157,000	44,157,000	1.55	44,157,000	1.55	100.00	100.00	0	0
第5款 地方交付税	595,141,000	612,418,000	21.53	612,418,000	21.53	102.90	100.00	0	0
第6款 交通安全対策特別交付金	2,958,000	2,958,000	0.10	2,958,000	0.10	100.00	100.00	0	0
第7款 分担金及び負担金	19,439,000	19,619,715	0.69	19,605,095	0.69	100.85	99.93	0	14,620
第8款 使用料及び手数料	12,546,000	13,863,920	0.49	13,652,150	0.48	108.82	98.48	0	211,770
第9款 国庫支出金	687,627,000	665,653,730	23.40	665,653,730	23.40	96.80	100.00	0	0
第10款 県支出金	105,328,000	110,075,099	3.87	110,075,099	3.87	104.51	100.00	0	0
第11款 財産収入	45,915,000	24,099,081	0.85	24,099,081	0.85	52.49	100.00	0	0
第12款 寄附金	5,752,000	5,751,250	0.20	5,751,250	0.20	99.99	100.00	0	0
第13款 繰入金	1,000	0	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0	0
第14款 繰越金	73,313,000	73,313,144	2.58	73,313,144	2.58	100.00	0.00	0	0
第15款 諸収入	218,233,000	251,984,471	8.86	251,984,471	8.86	115.47	0.00	0	0
第16款 町債	458,600,000	456,500,000	16.05	456,500,000	16.05	99.54	0.00	0	0
歳入合計	2,751,657,000	2,857,593,975	100.45	2,844,718,977	100.00	103.38	99.55	45,023	12,829,975

歳出

(単位 円)

区分 / 科目	予算現額 (イ)	予算総額に対する予算額の割合 (イ)/(A)%	決算額 (ロ)	決算総額に対する決算額の割合 (ロ)/(B)%	決算総額に対する決算の割合 (ロ)/(イ)%	不要額 (ハ)	決算現額に対する不要額の割合 (ハ)/(イ)%	適要
第1款 議会費	48,784,000	1.77	48,624,457	1.84	99.67	159,543	0.33	
第2款 総務費	411,575,000	14.96	402,870,732	15.24	97.89	8,704,268	2.11	
第3款 民生費	299,810,000	10.90	296,122,532	11.20	98.77	3,687,468	1.23	
第4款 衛生費	137,104,000	4.98	121,156,322	4.58	88.37	15,947,678	11.63	
第5款 労働費	176,689,000	6.42	164,292,877	6.21	92.98	12,396,123	7.02	
第6款 農林水産業費	235,755,000	8.57	233,794,021	8.84	99.17	1,960,979	0.83	
第7款 商工費	24,243,000	0.88	24,079,672	0.91	99.33	163,328	0.67	
第8款 土木費	409,827,000	14.89	368,364,226	13.93	89.88	15,099,578	3.68	
第9款 消防費	78,453,000	2.85	76,450,506	2.89	97.45	2,002,494	2.55	
第10款 教育費	762,776,000	27.72	748,406,041	28.31	98.12	14,369,959	1.88	
第11款 災害復旧費	29,738,000	1.08	28,350,760	1.07	95.34	1,387,240	4.66	
第12款 公債費	132,515,000	4.82	131,428,366	4.97	99.18	1,086,634	0.82	
第13款 諸支出金	1,000	0	0	0	0.00	1,000	1.00	
第14款 予備費	4,387,000	0.16	0	0	0.00	4,387,000	1.00	
歳出合計	(A) 2,751,657,000	100.00	(B) 2,643,940,512	100.00	96.09	81,353,292	2.96	

二、国民健康保険事業特別会計

本会計の決算状況は、予算現額242,639,000円に対し
歳　入264,059,653円
歳　出238,475,160円
歳入歳出差引25,584,493円が翌年度へ繰越されている。

歳　入

(単位　円)

区分 / 科目	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	(ロ)/(イ) %	収入済額 (ハ)	(ハ)/(A) %	対予算定 (ハ)/(イ)%	対調定比 (ハ)/(ロ)%	不納欠損額	収入未済額
第1款 国民健康保険税	59,811,000	74,272,460	124.17	69,843,700	26.45	116.77	94.04	84,610	4,344,150
第2款 一部負担金	1,000	0	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0	0
第3款 使用料及び手数料	20,000	83,330	416.65	83,330	0.03	416.65	100.00	0	0
第4款 国庫支出金	154,129,000	154,559,584	100.28	154,559,584	58.53	100.28	100.00	0	0
第5款 県支出金	135,000	214,000	158.52	214,000	0.08	1158.52	100.00	0	0
第6款 財産収入	1,214,000	1,252,935	103.21	1,252,935	0.47	103.21	100.00	0	0
第7款 寄附金	1,000	0	0.00	0	0	0.00	0.00	0	0
第8款 繰入金	10,000,000	10,000,000	100.00	10,000,000	3.78	1.00	100.00	0	0
第9款 繰越金	16,596,000	26,031,558	156.85	26,031,558	9.86	156.85	100.00	0	0
第10款 雑収入	732,000	2,074,546	283.41	2,074,546	0.79	283.41	100.00	0	0
歳入合計	242,639,000	268,488,413	110.65	(A) 264,059,653	100.00	108.82	98.35	84,610	4,344,150

歳　出

(単位　円)

区分 / 科目	予算現額 (イ)	(イ)/(A)%	決算額 (ロ)	(ロ)/(B)%	(ロ)/(イ)%	不要額 (ハ)	(ハ)/(イ)%	摘要
第1款 総務費	9,645,000	3.97	9,103,775	3.82	94.39	541,225	5.61	
第2款 保険給付費	226,954,000	93.53	223,517,686	93.72	98.49	3,436,314	1.51	
第3款 保険施設費	4,724,000	1.95	4,544,244	1.91	96.20	179,756	3.81	
第4款 基金積立金	1,253,000	0.52	1,252,935	0.53	99.99	65	0.01	
第5款 公債費	1,000	0.00	0	0	0.00	1,000	1.00	
第6款 諸支出費	62,000	0.03	56,520	0.02	91.16	5,480	8.84	
第7款 予備費	0	0	0	0	0	0	0.00	
歳出合計	(A) 242,639,000	100.00	(B) 238,475,160	100.00	98.28	4,163,840	1.72	

三、農業共済事業特別会計

(単位　円)

歳入

年度 / 区分	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	(ロ)/(イ)%	収入済額 (ハ)	対予算化 (ハ)/(イ)%	対調定化 (ハ)/(ロ)%	不納納欠損額	収入未済額
51	16,007,000	15,666,934	97.88	15,666,934	97.88	100.00	0	0

歳出

年度 / 区分	予算現額 (イ)	決算額 (ロ)	(ロ)/(イ)%	不要額 (ニ)	(ハ)/(イ)%
51	16,007,000	13,088,942	81.77	2,918,058	18.23

本会計の決算状況は、予算現額16,007,000円でこれに対し
歳　入15,666,934円　歳　出13,088,942円
歳入歳出差引2,577,992円が翌年度へ繰越されている。

四、住宅改修資金貸付事業特別会計

(単位　円)

歳入

年度 / 区分	予算現額 (イ)	調定額 (ロ)	(ロ)/(イ)%	収入済額 (ハ)	対予算化 (ハ)/(イ)%	対調定比 (ハ)/(ロ)%	不納	収入
51	1,201,000	1,286,388	107.11	1,281,240	106.68	99.60	0	5,148

歳出

年度 / 区分	予算現額 (イ)	決算額 (ロ)	(ロ)/(イ)%	不要額 (ハ)	(ハ)/(イ)%
51	1,201,000	527,674	43.94	673,326	56.06

本会計の決算状況は、予算現額 1,201,000円に対し
歳　入 1,281,240円　歳　出 527,674円
歳入歳出差引 753,566円が翌年度へ繰越されている。

―水道だより―

水道を使用されている皆さん今年も給水管の凍結の季節となりました。各家庭で水道管の凍結防止の措置をして下さい。管の保護については次のような例があります

1、屋外に裸で布設してある管又は立ち上り管が壁の外に裸で立ち上っている管や温水器等の裸管は古布或は縄防露材等で覆って下さい。又メータボックスの中も古布などで保温して下さい。

2、もし凍結した場合は熱湯をかけずに、先づ四十五度位の湯を給水栓にそゝぎかけコックを全開し下方におかって徐徐にそそぎかけて下さい。

3、寒のひどい夜お休みになる時浴槽に小量の水を出しておくことも一方法です。

4、寒のひどい夜お休み前には必ず朝の水を忘れずに取っておきましょう。

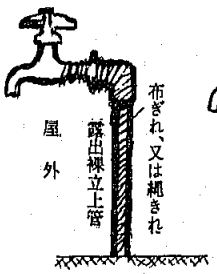

例 A

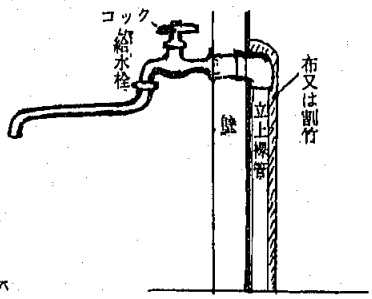

例 B

町営無料駐車場利用者へ

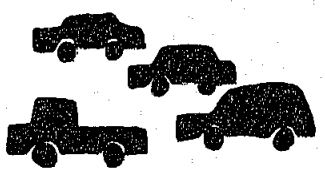

無料駐車場内でタバコの吸がら汚物等の投げ捨て他車の出口を防ぐ駐車等、利用者としての道徳にかける人が最近見受けられます。この無料駐車場は岡垣町在住者皆さんの駐車場ですので一人一人が自覚しこの駐車場を大切にして利用して頂く様お願い致します。

管財課

岡垣保育園だより

児童福祉法は戦後の荒廃した中から、子供達の生活を守り福祉社会の基盤を作りながら今日を迎えました。今年はその児童福祉法制定二十周年にあたります。全国社会福祉協議会ではこれを記念して全国保育所職員から論文を募集しました。

当園の大部貴美先生は「児童福祉と私の生き方」（私の主張）という題で応募し、筑豊地区で一位に選ばれ、来る二月十八日久留米市で開催される、福岡県保育大会で発表する事になりました。

「見せかけの保育」「気嫌とりの保育」等安易さに流されず「きびしく、あたゝかく」幼児教育の本質は何かと心に問いかけながらシリアスに日々の保育に励む若い保育者の論文の要旨を次にかゝげます。

保育に生きる私の願い

岡垣町立中部保育所　大部貴美

私は、四年の経験をもつ一保育者です。短大を卒業しまず最初に就職したのが私立の幼稚園です。

そこでは、四才児を42名～46名受けもっていました。卒業したばかりで若さで希望に満ちあふれていましたが、その反面何をどうしたらよいのか全くわからず不安でもありました。毎日〳〵一生懸命に無我無中で保育をしてきました。

ただひたすら園長先生の言われる事をよく守って園の方針通りにやっていればよいと思いながら保育をしてきたものです。しかしある時、園長先生の言われる事が、「果たして子供を保育していく上に、どれだけ役に立っているのだろうか。寧ろ子供達の心を押さえつけているのではないのだろうか。」という不審を抱くようになりました。それは、「あまりにも父兄に対して気を使い、ただの、みせかけの保育にすぎないのではないのだろうか。」と思い始めるようになったのです。「本当の保育とは、一体何なのだろうか。」私は園長先生に面と向かってこの言葉を言う勇気がなく、とうとう一年間でこの園をやめてしまいました。今思えば「どうして言わなかったのだろうか。」と後悔するばかりです。

この幼稚園をやめて、私は現在勤めている公立の保育所へ就職しました。この保育所へ就職してまず最初に驚いた事は、前幼稚園との保育の仕方が全く違うという事です。その一つは、保育所は園内だけでの保育をするのではなく、家庭との連絡を密接にとり合いながら、家庭と保育所が一体となって保育がなされているという事です。食事の躾や排泄の方法、衣服の着脱とその他あらゆる面において細かい保育がなされているのです。

この細かい保育こそが本当の保育なのです。そこには、余裕があり、楽しさがあり、又時には厳しさもあります。その為、父兄と口論になる事も度々あります。しかし、そこで毅然とした態度で、「本当の保育というものがどんなものであるか。」という事を訴えられる様な保育者でありたいと思っています。

「三つ子の魂百まで」といわれる様に、幼児期というものは、子供のパーソナリティーが培われる大事な時期でもあります。その幼児期を私達保母は一生懸命に保育し、又子供達が立派な社会人となる様、心から願っています。そして、「みせかけの保育、偽りの保育だけは絶対にしてはならない。」と心に強く誓い、これを私の主張として意見発表を終わらせていただきます。

保母試験実施

福岡県の保母試験が左記により実施されます。受験されたい方は役場民生課又は遠賀福祉事務所へ問合せ下さい。

●願書受付期間
昭和53年2月10日～16日まで

●試験日
昭和53年3月22日～24日3日間

●場所
福岡市薬院横手1丁目
香蘭女子短期大学

●受験料
2千円

願書は役場民生課及び遠賀福祉事務所にあります。尚合格者は福岡県知事の保母資格証明書が発行されます。

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

宮本貢殿より
一、高倉区故深田清二殿77才
昭和53年1月4日死亡
深田和実殿より
一、吉木区故花田勇吉殿72才
昭和53年1月3日死亡
花田敏武殿より

老人クラブ寿会へ

一、高倉区故高山イマ殿84才
昭和52年11月27日死亡
早川猛殿より
一、新海老津区故小田泰資殿82才
昭和52年12月2日死亡
小田泰徳殿より
一、内浦区故田島進殿68才
昭和52年12月13日死亡
田島富美殿より
一、上海老津区故石井三郎殿61才
昭和52年12月1日死亡
石井ツタ子殿より
一、波津区故宮本武平殿97才
昭和52年12月22日死亡
一、新海老津区故小田泰資殿82才
昭和52年12月2日死亡
小田泰徳殿より
一、内浦区故田島進殿68才
昭和52年12月13日死亡
田島富美殿より
一、高倉区故深田清二殿77才
昭和53年1月4日死亡
深田和実殿より
一、吉木区故花田勇吉殿72才
昭和53年1月3日死亡
花田敏武殿より

一坪園芸（七）

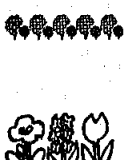

若芽も暖かい新春を迎へ、一坪園芸は四年生になり、各種野菜類が沢山生産されました。昨冬洋菜類と、おせち料理の講習会を開催しました処、一坪園芸グループ十四名、岡垣町婦人会から三名、一般の御婦人二十名、計三十七名の参加でした。松竹梅等おせち料理二種類と、セロリー主体の酢ものを、木原技師の指導で、五班に別れて全員実習しました。好評でしたので再度計画します。紅菜苔（フオンツアイタイ）苗を町内に分配しましたので、利用法をお知せします。葉を食べるのでは有りません。紫色の抽台（トウ）が数回沢山収穫出来ますので、油炒めや、魚類と煮食したり、肉等すきやきに入れ、又糠漬が非常に美味しく食べられます。来客の時、庭先から摘取り、熱湯を通し、適当に切り、マヨネーズや味塩で酒の肴にもなり便利です。

一坪園芸加入者募集

場所　三吉区川久保一五アール
希望者は二月十五日までに葉書で、住所、氏名、電話番号を明記の上、岡垣町役場産業課まで申込んで下さい。二月十九日九時野間一坪園芸場に集合下さい。目的や内容を説明し、遠距離の方は、自転車か、自動車利用等、適当者を選考させて戴きます。耕作料不用

責任者　三吉　藤村実
電話　二一二四五

財形住宅貸付の受付

住宅金融公庫では、財形貯蓄をしている方を対象に「財形住宅貸付け」の申込受付けを昭和53年2月28日まで行つています。

この貸付けを公庫の個人住宅貸付けなどとあわせて利用する場合は、住宅が竣工するまでに申し込むことになつていますが、住宅の竣工が昭和53年3月～5月になる予定の方は必ず昭和53年2月28日までにお申し込み下さい。

●融資額
財形貯蓄残高の二倍。ただし、その額が一、〇〇〇万円を超える場合は一、〇〇〇万円が限度。

●利　率
年六・八三パーセント

●返済期間
木　造……18年以内
簡易耐火構造……25年以内
（北海道は30年以内）
耐火構造……35年以内

※　詳しいことは、公庫業務取扱金融機関又は住宅金融公庫へおたずね下さい。

防火管理者資格取得講習会

一、日時　昭和五三年三月九日～十日㈮二日間いずれも九時～十六時まで
二、講習会場　遠賀郡消防本部講堂
三、受講対象者　防火管理者を必要とする事業所の関係者又は業務上防火管理知識が必要な人
四、講習予定人員　八五名（定員になり次第、締切ります。）
五、申込方法　二月九日～二月十五日までに申込書に写真（一葉）とテキスト代二、〇〇〇円を添えて遠賀郡消防本部予防課へ申込下さい。（郵送による申込は受付ません）

※ 詳細な点は遠賀郡消防本部予防課（電話〇九三一九・三一一一）に問い合せ下さい。

歴史研究会だより

浮羽の装飾古墳見学

十一月二十三日、岡垣歴史文化研究会の催で吉井町の有名な装飾古墳見学を参加五三名を得て行ないました。

講師金子先生（浮羽郷土会副会長）の熱心な解説と教育委員会の協力で大変勉強になりました。

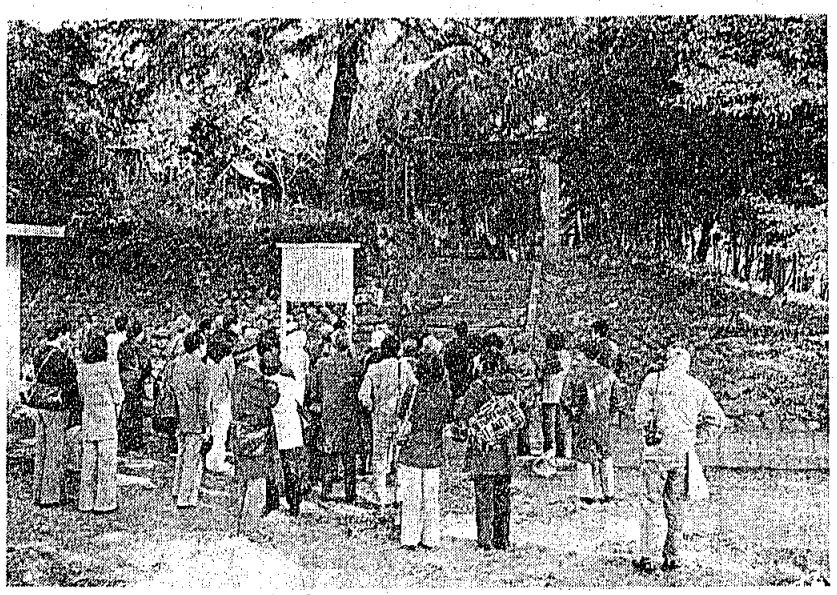

日の岡古墳の説明

見学は、先ず朝倉町の恵蘇八幡宮に行き千二百年前朝鮮に遣わした軍勢の戦勝祈願をした所で、裏山には斉明天皇の祠がありました。

次に、吉井町の若宮八幡宮に行き、神社の由来を尋ね、昼食を取りましたが、その一時も見学の感想・質疑・自己紹介で過しました。

午後から、八幡宮横の日の岡古墳（古墳後期・前方後円の横穴式装飾古墳）を見学・奥壁の大石いっぱいに六つの円が五・六重に赤白青で見事に描かれていました。

次に月の岡古墳を見学し八幡宮で出土品の説明をうけました。家型頂輪・ハート型の鉄製盾、大陸系の兜など珍らしい品々に感嘆の声がおこりました。

最後に、珍敷塚の装飾墳を見学し古代人の雄大なロマンに触れると共に、温度・湿度を一定にしフラッシュも厳禁しての徹底した文化財保護の在り方を見て郷土文化を守る大切さを再認識して帰路につきました。

（事務局　戸次）

日の岡古墳出土品の説明
（撮影　田中睦生氏）

子宮癌の予防

田中産婦人科　（折尾）

一、子宮のどこに癌ができますか

癌のできる位置によって子宮癌には二種類あります。二つを比べてみますと、次表のとうりです。

	頸部癌	体部癌
位置		
年令	中年	老年
頻度	90％	10％
分娩の経験	有	無
悪性度	強	弱

つまり最も主婦の生命を奪い、家庭を破壊する悪魔は子宮頸部癌であります。

二、何故、子宮口に多くできるのですか。

子宮口は分娩、性交、その他の刺戟をうける上に、汚染されやすいところであります。従って子宮口は傷つきやすく、一度傷つくとなかなか治りにくいのが特徴です。之が癌を出来易くしている原因と思います。

三、最近子宮癌はふえていますか

子宮癌の患者数の増減はありませんが、死亡率はこの十年で半減しました。これは医師の診断技術の進歩と共に、検診をうける婦人が多くなって、早期癌が沢山発見されるからです。それでも、癌が拡って手術のできない「手おくれ癌」で亡くなる婦人が約六千人もあるのは残念なことです。

四、何故手遅れになるのでしょうか。

その原因を多い順に書いてみますと

(1)知識のないこと
(2)癌の手術が恐しいから
癌の診断が下されるのが恐しいから
(4)費用がかかるから
(5)未亡人だから、未婚だから
(6)恥しいということ
(7)年令の理由
(8)女性としての価値がなくなるつまり、癌についての無知からくる悲劇が圧倒的に多いのです。

五、手遅れ癌をなくすにはどうしたらよいでしょうか。

それは簡単です。次の四項目をよく考へて、これを実行することです。

(1)子宮癌の初期は分らない。
(2)子宮不正出血、汚い臭いおりもの、下腹の痛みなどは、癌がかなり進んだ時現れる症状である。
(3)現在とても優れた早期診断法がある。
(4)分娩及び結婚の経験のある女性は年令を問わず、一年二回の検診をうけること。

源久寺跡横の恵比寿様 ←

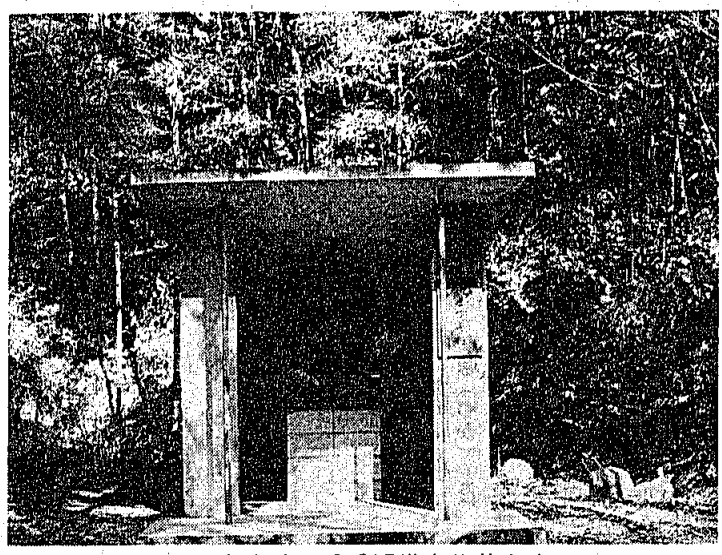

源久寺跡　千手観世音菩薩堂 ↑

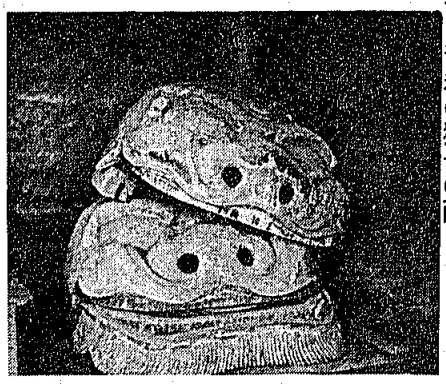

東黒山厳島神社にある獅子祈祷に使う青赤の獅子の面

源久寺境内の貴布様神社 ↑

→ 経塚のある榎坂の台地

岡垣史

糠塚（2）

源久寺跡

遠賀郡誌に「源久寺跡糠塚区の北五町にあり。青松山と号す。禅宗高倉村竜昌寺末なりしが、明治五年廃す。榎坂の観音は源久寺の遺仏なり。」と。

榎坂の入江日出男氏宅の裏に「千

手観世音菩薩」と看板のかかつた堂――今はブロックで改装された堂がある。そこに明治五年まで源久寺という寺があった。相当以前からあつたのだろう。境内には大木がある。

その横に高い石段があり、上の台地に恵比須様が祀られ、文化十四年（一八一七年）につくられた石の祠におさまつておられる。

また源久寺入り口の右に石段があり、少し高くなったところに貴船神社がある。神社といっても今は石の祠で、横に「貴布禰神社」と石の塔が建てられている。

貴船神社

風土記拾遺に「高倉古来社記に糠塚貴船社あり。今この村に本村、北原、榎坂の三所に貴船社あり。この内いづれの社をいへるいや」と載っている。

遠賀郡誌には北原の貴船神社は載っていないが実際にはある。本村の石松種雄氏方の上にあった貴船社は、須賀神社に合祀している。榎坂の分は前掲のとおり。

須賀神社

糠塚の氏神様である。字本村にあって祭神は素盞嗚尊。元日祭と祇園祭をしている。祇園祭は七月十四日の晩と十五日の朝、神官と区の役員でお宮で祭典をする。明治五年十一月村社に昇格。

境内に菅公を祀った菅原神社がある。その外糠塚の各神社の遙拝所がある。

恵比須神社等

幅の町（はばのまち）糠塚日の屋附近をいうが、国道三号線が出来る以前は、海老津・山田・糠塚と連なった松並木の国道筋で、道の両側に家が建ち並んでいたので幅の町という）と本村が一つの隣組になって、幅の町にある恵比須神社を祀っている。

十二月二日にお座をする。当場に次の年の当番が加勢に来て二軒で料理をし、晝座は煮〆、刺身、雑煮等。雑煮も酒も食べ放題飲み放題。夜は鯛のひら等もつく。

榎坂の徳楽の溜池の上に、明治二十四年再建された天満宮の石の祠がある。以前はここを天神山と言つても少し高かつたが、今は平地にしているし、坂を天神坂という。

南に厳島神社がある。土地の人は弁財天といつている。

糠塚の地名について

糠塚には塚がいくつもある。塚（つか）とは、人工的に丘状に盛り土をした場所で、墓という説と祭り場という説がある。一般的には後者の祭場・祭壇だったと推察される塚の方が多い。塚は〝築〟（つく）から出た言葉で、高く築いた所という意味である。平地よりも一段と高い所を聖地とする習わしの一番典型的なものが山岳信仰である。

塚が築かれる場所は、村境にある場合が多い。例えば稲に虫がつくと〝虫送り〟をする。その時藁人形を作つて村境まで送つ行き焼き棄て、そこで鄭重に祀りこめる。

塚田

糠塚のバス停のある所、矢矧川の橋を渡つて糠塚に入った所で、今は平地にならされている。

が前に述べたように糠塚の村境にあたるところで、交通の要衝地でもあり、矢矧川の氾濫にも関係があるところから祭壇を設ける所だつたのだろう。きつと以前は小高く土が盛ってあつたと思う。

じょう塚　浄塚と書く

野田信幸氏方の北にある。見ると古墳である。古墳とは三世紀後半から六世紀にかけて作られた墓である。以前他所の人が掘りかけたら祟りがあつたと。又この古墳の墳丘に沢山碁石がちらばっていると。

この古墳の横の道は砂丘を切りくずして作っているので、砂丘の断面がよく見える。ここは砂丘の上に硅藻土が一・二米堆積している。そして表面から一米位下の断面に真黒の部分が見える。火を燃やした後の炭化の層のようにも見える。

またこの古墳から少し離れた所に昔の井戸跡があるので、糠塚の人は、ここが糠塚発生の地だろうといつている。

京塚　経塚が本当だろう

経塚とは、ある供養の目的で、主として法華経を土中に埋めて築いた塚で、納められた経巻は紙のもあり、瓦経、銅板経もあり、経筒の中に入れてある。また一石に一字ずつ経文を書いた経石を積み上げ、上を覆ってある場合もある。

経塚にはいろいろな伝説が伝っている。

長野県池田町の経塚は、昔この町に来た六部が或る家に泊つて主人と争って切り殺された。その後その家に不運が続いたので経塚を建てて祀ったという。

滋賀県土山町の経塚は、昔この地に山の妖精が出没して人を害した。そこへ伝教大師が来て大般若経を読み、経巻を土中に埋め経塚を作ったので、怪異は止んだという。

その他、旅の僧、行者、山伏がそこを訪れ村の危機を救うため、供養、祈祷の場所とも思われる。

糠塚の経塚は上部義次氏方後の小高い山の上にあって石の祠が祀ってある。その附近はブルで整地されているが、祟りがあっては大変とそこだけは昔のまま残されている。

高塚、遠賀町、芦屋町との境に近い所にある。

古墳、字高丸の山の中に古墳が二基ある。

糠塚

昔一人の長者がいて、その家の飯米を搗いた糠が棄てられたまま塚になったものという。

播磨風土記には、伊和（いわ）大神と天日槍命（あまのひぼこのみこと）が戦ったとき、伊和大神の軍兵が集って稲をつき、その糠が集って丘になったものという。

稲は元来籾のまま貯蔵され、必要に応じて搗くが、その時出た糠がそのまゝ放置されて塚になったものを糠塚という。

糠塚の伝説は全国に非常に多いが、殆んどの場合長者伝説が付随しており、糠塚を記念するためその上に土や石を積み上げ塚にしたという。

獅子祈祷

山田での獅子祈祷は昭和四一年に照介したので、くわしいことは省くが、糠塚のお宮にも赤と黒の獅子の面がある。石松種雄氏が小さい頃までは獅子祈祷があっており、子供は旗もちで一軒一軒全部ついてまわった。種雄氏が青年の頃はやんでいたと。

東山田の厳島神社にも獅子の面があるので、山田、糠塚、東黒山では夫々されていたのだろう。